HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	<判例研究>一 乙会社から取立委任を受けていた約束手形につき商事留置権を有する甲銀行が乙会社の民事再生手続開始決定後に当該手形を取り立てた取立金を甲銀行の乙会社に対する債権の弁済に充当することの許否(消極) 二 甲銀行が乙会社から取立委任を受けていた約束手形を取り立てた取立金を甲銀行の乙会社に対する債権の弁済に充当することが許されない場合と甲銀行の乙会社に対する不当利得の成否(積極)
著者	酒井，博行
引用	北海学園大学法学研究，45(3)：621-641
発行日	2009-12-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

資　料

〈判例研究〉

一　乙会社から取立委任を受けていた約束手形につき商事留置権を有する甲銀行が乙会社の民事再生手続開始決定後に当該手形を取り立てた取立金を甲銀行の乙会社に対する債権の弁済に充当することの許否（消極）

二　甲銀行が乙会社から取立委任を受けていた約束手形を取り立てた取立金を甲銀行の乙会社に対する債権の弁済に充当することが許されない場合と甲銀行の乙会社に対する不当利得の成否（積極）

東京高等裁判所平成二一年（ネ）第七六四号、不当利得返還請求控訴事件、平成二一年九月九日第五民事部判決（金融法務事情一八七九号二八頁、金融・商事判例一三二五号二八頁）

酒　井　博　行

【事実の概要】

建築業等を営むX株式会社（原告・被控訴人）とY銀行（被告・控訴人）は、平成一八年二月一五日付けで銀行取引約定（以下、「本件銀行取引約定」と記す）を締結したが、その中には次の条項が含まれていた。

・「甲（X、以下同じ）が乙（Y、以下同じ）に対する債務を履行しなかった場合には、乙は、担保およびその占有している甲の動産、手形その他の有価証券について、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず甲の債務の弁済に充当できるものとします。」（四条二項、以下、「本件条項」と記す）

・支払の停止または法的倒産処理手続開始等による期限の利益喪失条項（五条一項一号）

Xは Yに対し、約束手形（手形金合計五億六二二五万九五四五円、以下、これらの手形を併せて「本件各手形」と記す）を取立委任のため裏書譲渡した。

その後Xは、平成二〇年二月一二日、東京地方裁判所に民事再生手続開始を申し立て、同月一九日、再生手続開始決定を受けた（以下、本件における再生手続を「本件再生手続」と記す）。

Yは、本件再生手続開始決定以降、本件各手形を取り立て、手形金合計五億六二二五万九五四五円（以下、「本件取立金」と記す）を受領した。

XはYに対し、本件取立金の返還を請求したが、YはXに対し、同年三月一九日の時点で、本件銀行取引約定に基づく合計九億七〇五七万八六六八円の当座貸越債権（以下、「本件当座貸越債権」または「本件当座貸越債務」と記す）を有していたとして、本件銀行取引約定に基づき、本件取立金をYのXに対する本件当座貸越債権の一部に充当する、または同債権の一部とXのYに対する手形取立金返還請求権を対当額で相殺する旨の意思表示をした。

Xは、Yが本件再生手続開始後に本件各手形を取り立て、本件銀行取引約定に基づき本件手形金を本件当座貸越債権の弁済に充当することは許されず、Yが弁済充当を理由に本件手形金をXに支払わないことは不当利得に該当するとして、Yに対し、本件手形金相当額の返還と遅延損害金の支払いを求めて、訴えを提起した。原判決（東京地判平成二一年一月

二〇日（判時二〇四〇号七六頁、金法一八六一号二六頁、金判一三二五号三七頁参照）は、Yが本件各手形の商事留置権を取得したことを認めたが、本件条項に基づくYによる本件取立金の本件当座貸越債権への弁済充当は許されないとして、Xの請求を全部認容した。Yが控訴。

【判旨】控訴棄却（上告・上告受理申立て）

本判決は、原判決と同様、Xが本件再生手続開始の申立てをしたことから、本件銀行取引約定五条一項一号に基づき、Xが本件当座貸越債務につき期限の利益を喪失することにより同債務の弁済期が到来し、Yがその占有にかかる本件各手形に対して本件当座貸越債権を被担保債権とする商事留置権を取得したことを認めた。しかし、本判決は以下のように判示し、Yが本件条項に基づき本件取立金をXに対する本件当座貸越債権の弁済に充当することは、再生手続における別除権の行使として許されないとし、Xの不当利得返還請求・遅延損害金支払請求を全部認容した原判決を維持した（判旨の記載では、便宜的に符号を付し、かつ、一部改行を加えた）。

「Yは、商事留置権が民事再生法五三条……により……別除権として定められており、本件条項に基づく弁済充当が、同条二項の別除権の行使に当たり、……弁済禁止の原則（同法八五条一項）が適用されないと主張する。

（A）しかし、同法五三条一項及び二項は、別除権とされた各担保権につき新たな効力を創設するものではなく、別除権者は、当該担保権本来の効力の範囲内で権利を行使し得るにとどまるというべきであり、別除権の行使によって優先的に弁済を受けられるためには、当該別除権者が他の債権者に対して優先して弁済を受けられる権利を有していることが必要であると解すべきである。この点は、同法八五条一項が規定する弁済禁止の原則が、債権者に再生計画によらない個別的権利行使を許しては、再生債務者の事業又は経済生活の再生を図ることができないことに加え、債権者間の衡平を害することにもなるから認められたものであって、債権者間の平等にも根拠を有するものでもあることからも明らかである。

（B）また、平成一〇年判例〔※筆者注・最（三小）判平成一〇年七月一四日（民集五二巻五号一二六一頁）〕も、破産法において商事留置権が特別の先取特権とみなされ、優先弁済権を有する場合に、……銀行取引約定の条項（本件条項と同趣旨）が、銀行が自ら取り立てて弁済に充当し得る趣旨の約定として合理性があることを認めていることは明らかであ

り、優先弁済権の存在が上記条項に基づく弁済充当の前提として要求されているというべきである。この点について、Yは、平成一〇年判例が、特別の先取特権に基づく優先弁済権が、上記条項の合理性や同条項に基づく取立て、弁済充当が認められることの不可欠の要件である旨を判示したものではないと主張するが、同主張は採用することができない。

（C）しかるところ、留置権は、留置的効力のみを有し、優先弁済的効力を有しないことから、目的物を占有し、これを物質的に支配して弁済を促す権利を有するにすぎないのが本来的な性質であり、また、商法において商事留置権に優先弁済権を付与する旨の定めはなく、民事再生法においても商事留置権を特別の先取特権とみなす等の優先弁済権を付与する定めが見当たらないことからすれば、再生手続において、商事留置権に法律上優先弁済権が付与されていると解することはできない。

（D）ところで、民事執行法一九五条は、留置権による競売は担保権の実行としての競売の例によるとして、留置権による形式競売を規定しているが、留置権に基づく形式競売において消除主義が採用され、配当が実施される場合、留置権者は、留置的効力を有することに加え、担保権の効力として弁済を受ける権利をも有しているとみることは可能であるが、この場合には実体法上の優先順位に基づいて配当が実施されるのであり、留置権者は、他の一般債権者と同順位で配当に預かるというべきであり、優先弁済権が認められるものではない。また、引受主義を取り、留置権者に換価金が交付される場合には、留置権者は優先的に債権の満足を得ることができることになるが、この場合は、競売による換価金が留置権者に交付され、留置権者は、その被担保債権をもって換価金引渡債務と相殺することにより、事実上の優先的満足を達し得ることになるのであって、留置権者が再生手続開始後に競売権を行使して換価代金を受け取った場合には、再生債権者が再生手続開始後に債務を負担したときは相殺が禁止されること（民事再生法九三条一項一号）から、留置権者は相殺をすることができず、受け取った換価代金を再生債務者に返還しなければならないと解される。このように、留置権に基づく形式競売の権能を根拠として、再生手続開始後において留置権者には優先弁済権が認められるとの解釈を採用することもできない。

（E）さらに、本件条項は、銀行の取引先がその債務を履行しない場合に、銀行に対し、その占有する取引先の動産、手

形その他の有価証券を取り立て又は処分する権限及び取立て又は処分によって取得した金員を取引先の債務の弁済に充当する権限を授与したものであって、手形等につき取引先の債務不履行を停止条件とする譲渡担保権や質権等の担保権を設定する趣旨の定めと解することはできないというべきである（最高裁判所昭和六三年一〇月一八日第三小法廷判決・民集四二巻八号五七五頁参照。）から、本件条項によって、手形等につき取引先の債務不履行を停止条件とする譲渡担保権や質権等の担保権が設定されたと解することもできない。

（F）また、本件条項の存在を前提として、取立委任手形が金融取引の担保的な機能をしている実体が公知かつ周知されているとしても、その担保的な機能が、優先弁済権を含む担保権であり、強行規定である民事再生法八五条一項の適用を排するものであるとは、到底いえない。

したがって、Yは、本件手形取立金について何ら法的な優先権を有するものではなく、本件条項に基づき、Xの再生手続開始後に取り立てた本件手形取立金をもって商事留置権の被担保債権の弁済に充当することはできない……。」

【評釈】

一　はじめに

銀行が債務者と銀行取引約定を締結して取引を行う際に、債務者が銀行に手形を取立委任のために裏書譲渡することが、一般的に行われている。この状況で、銀行が債務者に貸金債権を有していたところ、債務者につき民事再生手続開始決定がなされた場合、債務者は銀行取引約定中の期限の利益喪失条項により、当該貸金債務について期限の利益を喪失し債務不履行に陥る。他方で銀行は取立委任を受けて占有している手形について、当該貸金債権を被担保債権とする商事留置権（商法五二一条）を取得する。

この場合に銀行が、民事再生手続で別除権（民事再生法（以下、「法」と記す）五三条）として扱われる商事留置権、あるいは本件条項のような銀行取引約定中の約定を根拠に、取立委任手形を取り立てて、取立金を債務者に対して有する債権の弁済に充当することが許されるか否かが問題となる。この問題に関する初めての公刊裁判例として、東京地判平成二一年一月二〇日（本件原判決。判時二〇四〇号七六頁、金法一八六一号二六頁、金判一三二五号三七頁参照）[1]があり、この

判決の公刊後、民事再生手続における取立委任手形上の商事留置権と銀行取引約定に基づく手形金の取立て・弁済充当の是非に関する議論が活発になった。このような状況の中で、控訴審判決たる本判決が公刊された。本判決は、結論は原判決と同様、Yによる本件手形金の弁済充当を認めなかったが、その理由付けで、原判決と比較して詳細な議論を展開しており、理論的に注目される。

本稿ではまず、民事再生手続で商事留置権に法律による優先弁済権が認められるか否かを検討し（→二）、次に、再生手続で商事留置権に約定による優先弁済権が認められるか否かを検討する（→三）。そのうえで、本件条項に基づくYの手形取立権と手形金の弁済充当権につき検討し（→四）、最後に、本件手形金の処理の問題につき検討する（→五）。

二　民事再生手続における商事留置権と法律による優先弁済権

本件でYに本件条項に基づく本件手形金の取立て、弁済充当が認められるか否かの検討に当たっては、まず、本件各手形の商事留置権者たるYに優先弁済権が認められるか否かという問題の検討が必要となる。ここではまず、法律の規定によりYに優先弁済権が認められるか否かを検討する。

民事再生手続で商事留置権は別除権とされ、手続外での権利行使が認められる（法五三条）。しかし、判旨（A）はまず、法五三条一項・二項は別除権たる各担保権に新たな効力を創設するものではなく、別除権者は当該担保権本来の効力の範囲内で権利を行使しうるにとどまる旨を判示する。この判示は、学説等が当然の前提として論じていること[2]を確認しているものと解され、これに対する異論はないと思われる。

また、判旨（A）は、別除権者が被担保債権の優先弁済を受けられるためには、当該別除権者が他の債権者に対しての優先弁済権を有していることが必要であると解されるべき旨を、法八五条一項が規定する再生債権の弁済禁止の原則の趣旨（特に、個別的権利行使により債権者間の衡平が害されるのを防ぐこと）と絡めて判示する。この判示は、債権者間の平等という、民事再生手続で実現されるべき価値に鑑みると、別除権とされる担保権が担保権であるという理由だけで、その被担保債権への優先弁済が認められるべきではなく、それが認められるためには、当該担保権に優先弁済権が備わっていなければならないことを確認しているものと解される。

ところで、本件でYはその主張中で、本件条項とほぼ同趣

旨の条項である旧銀行取引約定書ひな型四条四項の意義を破産手続との関係で判示した最（三小）判平成一〇年七月一四日（民集五二巻五号一二六一頁）が、特別の先取特権に基づく優先弁済権が銀行の手形取立権、弁済充当権を定める約定の合理性や同約定に基づく手形の取立て、取立金の弁済充当が認められることの不可欠の要件である旨を判示したものではない旨を述べるが、その趣旨は、商事留置権を特別の先取特権とみなす旨の規定のない民事再生手続でも、本件条項に基づくYの本件取立金の弁済充当権が認められることを根拠付ける点にあると解される。平成一〇年最判は、本件とほぼ同様の状況で、銀行が占有していた破産会社の手形を旧銀行取引約定書ひな型四条四項に基づき取立て、取立金を破産会社に対する債権の弁済に充当した行為が破産管財人に対する不法行為になるか否かが問題となった事案に関するものである。同最判はまず、前記約定書四条四項の定めが「抽象的、包括的であって、その文言に照らしても、取引先が破産宣告を受けて銀行の有する商事留置権が特別の先取特権とみなされた場合についてどのような効果をもたらす合意であるのか必ずしも明確ではない」とし、「銀行が動産又は有価証券に対して特別の先取特権を有する場合において、一律に」前記条項「を根拠として、直ちに法律に定めた方法によらずに右目的を処分することができるということはできない」と判示する。そのうえで同最判は、民事執行法による手形の換価方法が、原則として執行官が支払期日に銀行を通じた手形交換によって取り立てるものであるところ（民執法一九二条、一三六条）、銀行による手形の取立ても手形交換によってされることが予定され、いずれも手形交換制度という取立てをする者の裁量等の介在する余地のない適正妥当な方法による点で変わりがないとして、「そうであれば、銀行が右のような手形について、適法な占有権原を有し、かつ特別の先取特権に基づく優先弁済権を有する場合には、銀行が自ら取り立てて弁済に充当し得るとの趣旨の約定をすることには合理性があり、本件約定書四条四項を右の趣旨の約定と解するとしても必ずしも約定当事者の意思に反するものとはいえない」と判示し、銀行がなした手形取立金の弁済充当の効力を認める。このようにみると、平成一〇年最判が、破産手続で商事留置権が特別の先取特権とみなされ優先弁済権を付与された場合に限って、銀行が前記条項に基づき手形交換によって手形を取り立て、破産会社に対する債権に手形取立金を弁済充当することを認めたものであることは明白であり、本判決の判旨（B）

が、本件条項に基づく本件取立金の弁済充当の前提として優先弁済権の存在が要求されているというべき旨を判示した点は、正当と考えられる。

そして、判旨（C）は、留置権は留置的効力のみを有し、優先弁済的効力を有さず、また、商法にも商事留置権に優先弁済権を付与する旨の規定はなく、さらに、民事再生法にも商事留置権を特別の先取特権とみなす等の優先弁済権を付与する規定がないから、再生手続で、商事留置権に法律上優先弁済権が付与されているとは解せない旨を判示する。

この点につき、まず、商事留置権の効力は民法の一般原則に従うところ[3]、民法二九五条は留置権の効力につき、被担保債権の弁済を受けるまで目的物を留置できるという留置的効力のみを認めており、他の担保物権〔先取特権（民法三〇三条）、質権（民法三四二条）、抵当権（民法三六九条一項）〕と異なり、一般的な優先弁済権を認めていない。確かに、留置権には「債務者に留置物と引き換えに優先弁済を求め、かつ受領した優先弁済を、債務者の他の一般債権者との関係で適法に保持する権能」が認められている[4]ということも不可能ではない。しかし、これはあくまでも、留置権者が留置的効力によって目的物を留置し、債務者に間接的に被担保債権の弁済を促すことによって「事実上の」優先弁済が実現されるということにとどまり、先取特権・質権・抵当権が有する優先弁済権が、裁判所の担保権実行手続という法的手続により、担保権者が一般債権者に先立って自らの債権の弁済を得られる権能であることとは、性質を異にするといわざるをえない。したがって、商事留置権には商法上・民法上の優先弁済権が付与されているとはいえない。

また、民事再生法は商事留置権を別除権として扱い、手続外での権利行使を認めるが（法五三条一項・二項）、破産法六六条一項のような、商事留置権を特別の先取特権とみなして優先弁済権を付与する規定を有しない。この点に関して、本件でYが主張しているように、民事再生法での商事留置権の扱いが破産法等での扱いと比較して均衡を失する旨の指摘が考えられる。これに対して本判決は、各倒産手続で商事留置権がどのように保護されるかは各手続における立法政策により、民事再生法での商事留置権の保護が破産法や会社更生法と比べて劣るとしても、立法政策の問題であるとして、Yの主張を排斥している。この点につき、少なくとも破産法での扱いとの比較では、破産手続では破産財団に属する全ての財産を換価処分する必要があるため、商事留置権を特別の先取

特権とみなして別除権の行使を促す必要があるのに対して、再建型手続である民事再生手続では商事留置権者の債権に格段の権利保護を与えてまで、別除権の行使を促す必要性に乏しい[5]点から、民事再生法での商事留置権の扱いが破産法と異なる（優先弁済権を付与しない）ことには十分な合理性があると考えられる[6]。これに対して、会社更生手続では、商事留置権は更生担保権（会社更生法二条一〇項）の基礎となる担保権として認められるが、民事再生手続と同様、商事留置権を特別の先取特権とみなして優先弁済権を付与するとの扱いはなされない。しかし、取立委任手形上の商事留置権については、会社更生手続開始時の手形の時価（基本的には手形金額）が更生担保権額として認められ、更生計画でその額の弁済が認められる場合が多いと思われ[7]、結果的に商事留置権者に優先弁済が認められる。この点で、同じ再建型手続でありながら、担保権の実行が制限され手続外での権利行使が禁止される会社更生手続では、商事留置権者が結果的に優先弁済を認められ、他方、担保権が別除権とされ手続外での権利行使を原則として自由に認められる民事再生手続では、商事留置権者が優先弁済を認められないという、いわば逆転現象が生じており、民事再生法と会社更生法の比較では、Yの主張もそれなりの意義を有するように思われる。しかし、立法論的な批判はともかく、現行法の条文を前提とする限り、民事再生手続と会社更生手続とで、商事留置権の扱いに違いがある結果、商事留置権者が優先弁済を受けることができるか否かという点で差異が生じるのはやむをえないと考えられ、民事再生法の解釈によってこの結論を左右できるものでもないと考えられる。したがって、民事再生法の規定によって商事留置権に優先弁済権が付与されているともいえない。

さらに本判決は、判旨（D）で、留置権に基づく競売権（民事執行法一九五条）を根拠に留置権者に優先弁済権が認められるか否かを検討する。留置権による競売手続で、目的物上の担保権につき消除主義を採るか引受主義を採るか、また、この点と密接に関連して、目的物の換価代金につき他の担保権者に配当を行うか否かについては、学説および実務上の扱いで見解の対立がみられる。引受主義を採る場合（以下、「引受説」と記す）、目的物の買受人が担保権の負担を引き受けるので、担保権者に配当をする必要はなく、したがって、配当要求に関する規定の準用を認めず、配当手続も行わない。これに対して、消除主義を採る場合（以下、「消除説」と記す）、売却により目的物上の担保権の負担を消滅させるので、その

代わりに、消滅する担保権を有する債権者に配当手続を行う。[8]

引受説は、民事執行法の立法担当者、および学者の多くが採っているが、[9]この説は、優先弁済権がない留置権による競売は実体法の解釈上、留置物の換価のための競売にすぎず、したがって、配当手続は理論上ありえず、目的物上に担保権の負担があっても、あるがままの価値を換価することによって目的は達成され、目的物上の担保権の負担を消除してしまうことは制度目的を超えるという点を根拠とする。引受説を採る見解の多くは、換価金の交付を受けた留置権者は、その被担保債権と債務者に対する換価金引渡債務とを相殺することにより、事実上の優先的満足を達しうるとする。[10]本判決は、引受説を採った場合の換価金の処理については相殺を認めるが、留置権者が民事再生手続開始後に競売権を行使して換価金を交付された場合、再生手続開始後に再生債務者に対する換価金引渡債務を負担することになるため、被担保債権と換価金引渡債務との相殺を禁じられ(法九三条一項一号)、換価金を再生債務者に返還しなければならないことを理由に、再生手続開始後に留置権者に優先弁済権が認められるとの解釈を採用できない旨を判示する。

これに対して、消除説は、一部の有力な学者、および実務家の多くが採っているが、[11]この説は、留置権による競売も国家による換価手続である点では、担保権の実行としての競売等の強制換価手続と基本的に同質であるの解釈に基づき、実体法規定の趣旨から受け入れることのできない場合を除き、留置権による競売での売却条件についても、強制執行や一般の担保権の実行と同一の取扱いをすべきとするものである。そして、この説は、「担保権の実行としての競売の例による」という民執法一九五条の文言にも忠実であるうえ、①買受人の権利が不安定となり、目的物の売却が著しく困難になる、②強制執行および一般の担保権の実行では消除主義が採られるため、これらの手続と留置権による競売手続が競合する場合(特に、留置権による競売手続が先行する場合)、両手続の調整に困難が生じる、③動産の競売では、動産先取特権および動産質権の負担を買受人に引き受けさせることができないため(動産先取特権につき、民法三三三条、動産質権につき、民法三五二条)、動産留置権による競売で統一した説明が困難になるといった引受説の問題点を回避できるという点を根拠とする。消除説を採る見解の多くは、換価金については実体法上の優先順位に従って配当手続が実施され、留置権者は他の一般債権者と同順位で配当に与れるにすぎないとする。本

判決は、消除説を採った場合の換価金の処理については前記の立場を採用し、再生手続開始の前後を問わず、留置権者に優先弁済権は認められない旨を判示する。

このように、本判決は、引受説・消除説のそれぞれを両論併記しているが、結論としては、民執法一九五条の留置権による競売権能を根拠として、再生手続開始後に留置権者に優先弁済権が認められるとの解釈を採用しえない旨を判示する。筆者は、結論としては判旨のこの部分に賛成するが、その前提問題たる、引受説・消除説のいずれに与するか、また、換価金の処理についてどう考えるかという点については、ここでは検討を留保し、本件取立金の処理について論じる際に改めて検討することにしたい。

三　民事再生手続における商事留置権と約定による優先弁済権

次に、本件条項のような約定によりYに優先弁済権が認められるか否かについて検討する。

本判決は判旨（E）で、本件条項によって手形等につき取引先の債務不履行を停止条件とする譲渡担保権や質権等の担保権が設定されたと解することはできない旨を判示するが、そこでは、最（三小）判昭和六三年一〇月一八日（民集四二巻八号五七五頁）が引用されている。昭和六三年最判は、信用金庫が債務者への破産宣告後に取立委任手形の手形金を取り立てて自らの債権と取立金引渡債務との相殺の意思表示をなしたことの当否が問題となった事案に関するものであるが、その中で、本件条項および前記の旧銀行取引約定書ひな型四条四項と同旨の条項である信用金庫取引約定書四条四項の意義が問題となった。昭和六三年最判は、当該条項は「信用金庫の取引先がその債務を履行しない場合に、信用金庫に対し、その占有する取引先の動産、手形その他の有価証券を取り立て又は処分する権限及び取立又は処分によって取得した金員を取引先の債務の弁済に充当する権限を授与したにとどまるものであって、右手形につき、取引先の債務不履行を停止条件とする譲渡担保権、質権等の担保権を設定する趣旨の定めではない」と判示し、当該条項により優先弁済権を伴う担保権が設定されるものではないとしている。昭和六三年最判はこの判断の理由付けを明確には行っていないが、最高裁調査官解説は、当該条項の成立の経緯等をも勘案すると、当該条項により、信用金庫側が主張するような譲渡担保権、質権等の担保権を設定したものと解することは困難と考えら

れる旨を述べている。[12] 昭和六三年最判は信用金庫取引約定書中の条項に関するものであるが、同趣旨の内容を有する銀行取引約定にも当然妥当すると理解されているところ、[13] 本判決は判旨（E）で昭和六三年最判の前記判示をほぼ引用し、本件条項によってXの債務不履行を停止条件とする、優先弁済権を伴う担保権が設定されるものではない旨を判示する。筆者は、本件条項が定型の銀行取引約定中のものである点に鑑みると、X・Y間の意思解釈として本件条項による停止条件付の優先弁済権付担保権の設定がなされたと解することはできず、この点に関する本判決判旨（E）の判示は正当と考える。また、仮にX・Y間では、Xの「債務不履行を停止条件とする譲渡担保権や質権等の担保権を設定する趣旨」の意思が認められるとしても、それは危機時期における特定の債権者に対する担保の供与をあらかじめ合意しておくものと考えられる。そして、破産手続において法的倒産処理手続の開始申立て、支払停止等を停止条件とする債権譲渡につき、債務者に危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきとして旧破産法七二条二号による否認を肯定した最（二小）判平成一六年七月一六日（民集五八巻五号一七四四頁）の趣旨に鑑みると、前記のような合意は、民事再生手続との関係でも、法一二七条の三第一項一号による否認の対象とされるべきであり、[14] この点からも筆者は、本判決判旨（E）の判示は結論において正当と考える。

一方、本判決は判旨（F）で、本件条項の存在を前提として、取立委任手形が金融取引で担保的な機能を果たしている実態が公知かつ周知されているとしても、その担保的な機能が優先弁済権を含む担保権とはいえず、かつ、強行規定である法八五条一項の適用を排するものともいえない旨を判示する。この点につき、まず、本件条項という私人間の合意により取立委任手形上の商事留置権に優先弁済権を付与することは、物権法定主義（民法一七五条）との関係で問題を孕むため、[15] 認められないと考えられる。また、本件条項により取立委任手形上の商事留置権者に優先弁済を受ける地位を認めることは、民事再生手続との関係では、私人間での事前の合意により、商事留置権という優先弁済権を伴わない担保権によって担保されているにすぎない再生債権につき再生手続開始後の弁済を認めることになる。しかし、これは、再生手続における債権者平等や再生債務者の事業・経済生活の再生の実現のために、再生債権を消滅させる行為を原則として禁止する強行法規たる法八五条一項を私人間の合意によって潜脱するも

のであり、民事再生手続の趣旨・目的に照らしても、このような合意の効力を認めることはできないと考えられる。[16] したがって、筆者は、本判決判旨（F）の判示は正当と考える。

四　手形の取立権と取立金の弁済充当権

ここまで、Yに法律あるいは本件条項による優先弁済権が認められないことを確認してきたが、この点を踏まえて、本件での本件各手形についてのYの取立権および本件取立金の弁済充当権が民事再生手続上どう扱われるかを検討することにしたい。

本件各手形についてのYの取立権を根拠付ける法律関係として、まず、X・Y間で成立している手形の取立委任契約が考えられる。ここでの委任者たるXについての再生手続開始は委任契約の終了事由ではない（民法六五三条参照）ため、前記の手形取立委任契約は本件再生手続開始決定後も効力を有しており、したがって、Yは手形取立契約に基づく本件各手形の取立権を有するといえる。[17]

また、本件条項を担保権実行の特約と解しても、本件条項に基づくYの取立権を認めうると考えられる。[18] すなわち、Yの本件各手形に対する商事留置権は再生手続で別除権とされるため、Yは手続外で民事執行法一九五条所定の留置権による競売権を行使して本件各手形を換価しうるところ、この場合の手形の換価は、執行官が支払期日に銀行を通じた手形交換によって手形を取り立てる形でなされる（民執法一九二条、一三六条）。他方、Yが本件条項に基づき手形を取り立てる場合も、手形交換によることが予定されている。このようにみると、Yが民執法一九五条所定の競売権を行使して本件各手形を換価する場合、本件条項に基づき自ら換価する場合のいずれも、手形交換制度という取立てをする者の裁量等の介在する余地のない適正妥当な方法による点で変わりがない（前掲平成一〇年最判参照）。そうすると、この場合には平成一〇年最判の趣旨を手形交換による取立権の限度で再生手続に及ぼしても問題はないと考えられ、本件条項に基づくYの手形取立権も認められると考えられる。

次に、Yに本件取立金の弁済充当権が認められるか否かが問題となる。Yに法律および本件条項による優先弁済権が認められないことになると、本件条項が定める弁済充当は、単に債務者たるXに代わってYが自己の債権への弁済行為を行うことを意味するものとして理解される（これは自己代理行為となるが、「債務の履行」として、民法一〇八条但書により

許容される[19]。問題は、債務者たるXについての再生手続開始後でも弁済充当が認められるか否かであるが、法八五条一項により、再生手続開始後の再生債権への弁済は原則として禁止され、かつ、弁済の主体は特に問題とされないため、Yによる弁済充当も禁止されると解される[20]。

ここで、Yが単なる再生債権者ではなく、別除権たる商事留置権を有するため、別除権の被担保債権たる再生債権の弁済が認められるか否かが問題となる。この点につき、Yは別除権の目的財産の受戻し（法四一条一項九号）や担保権消滅請求（法一四八条以下）を引き合いに出し、これらの手段が採られた場合には別除権者が被担保債権の弁済を受けることができ、また、別除権者たる商事留置権者は再生手続外での権利行使が認められるから、本件条項による弁済充当は他の再生債権者の利益を害するとはいえない旨を主張している。これに対して本判決は、別除権の目的財産の受戻しや担保権消滅請求は、再生債務者等が目的物の価値や事業の継続のための必要性等を考慮して、厳格な要件の下で行われ、結果として他の再生債権者の利益にも適うものであり、単なる別除権者への任意弁済とは利益状況が異なるため、これらの制度に従えば商事留置権者が被担保債権の優先弁済を受ける結果になるからといって、これらの制度から離れて、法八五条一項の弁済禁止の原則の例外を設けることは許されない旨を論じる。筆者も、別除権の目的財産の受戻しや担保権消滅請求は、再生債務者の事業継続に必要な財産上に存する担保権を消滅させることによって当該財産を再生債務者のもとに確保して事業継続の道筋をつけ、ひいては再生債権者全体の利益を図ることに資する制度と考えられる点から、これらの制度により別除権者が被担保債権の弁済を受けられることと単なる別除権者への任意弁済とは、同列には論じられないと考える。また、本件でのYへの弁済は、別除権者とはいえ優先弁済権を有しない債権者への弁済になり、他の再生債権者との関係で有害性が大きいと考えられる[21]。以上の点から筆者は、本件条項に基づくYの弁済充当は認められないと解する[22]。

五　本件取立金の処理

四で筆者は、Yには本件条項に基づく本件各手形の取立権は認められるが、本件取立金の弁済充当権は認められない旨を論じた。この点から、筆者は、YがXの再生手続開始後に本件条項に基づき取り立てた本件取立金を商事留置権の被担保債権に弁済充当することができない旨の本判決の結論は正

当と考える。そして、本件条項に基づくYの弁済充当は認められないにもかかわらず、Yが本件取立金を弁済充当するとの意思表示をなし、かつ、Xが訴訟上の請求として不当利得返還請求をたてている以上、本件取立金相当額の不当利得返還請求を認容した本判決の結論も正当と考える。[23]

しかし、本判決の結論から離れて考えると、Yが商事留置権者であり、民事再生法上別除権者として、実体法上認められる留置的効力および民事執行法一九五条所定の競売権の範囲では保護を受けうる点に鑑みれば、Yが本件各手形を換価した場合に何の保護も受けられない（Xに本件取立金を無条件で返還しなければならない）という結論は果たして妥当かとの疑問が考えられる。なぜなら、Xの再生手続開始後もYは本件各手形を商事留置権に基づき留置することは可能だが、この場合、Yが支払期日に本件各手形を提示することが留置権者の善管注意義務（民法二九八条一項）に含まれるか否かが問題となり、手形を期日に提示しないと遡求権を失う点に鑑みると、手形の価値保全のために期日に手形を提示することが善管注意義務の内容になると考えられるからである。この場合、Yが期日に本件各手形を提示しないと、XはYの善管注意義務違反を理由に留置権の消滅を請求でき（民法二九八条三項）、この事態を避けるには、Yは期日に手形を提示して換価しなければならないため、Yが本件各手形を換価した場合にも、別除権者としての何らかの保護を認めることが必要だが、そのための方法として、Yが本件手形金に留置権を行使できると解することが考えられる。[24] そして、この点の検討に当たっては、その前提として、二で留保していた、民執法一九五条所定の留置権による競売手続における目的物の売却条件として引受説・消除説のいずれを採るか、また、換価金の処理をどうするかという問題の検討が必要になる。

これらの問題に関してどう考えるべきかについては、筆者は、実体権の内容からその実現のための手続のあり方が決まるとの立場から考察を行う、石渡哲教授の見解[25]に基本的に従いたい。石渡説はまず、留置権の実体的内容について、留置権は被担保債権の弁済を受けるまで目的物を留置する権利であるが、原則として優先弁済権を含むものではなく、かつ、弁済を受ける権利を含むものでもない（留置権者は被担保債権の弁済を受けうる地位にあるが、それは留置権者が被担保債権の債権者であることによるのであり、留置権の効力によるのではない）とする。[26] そのうえで石渡説は、留置権の実体法的内容から、留置権による競売での換価金の処遇が決まり、

この処遇の仕方から引受説・消除説のいずれを採るかが決まる旨を論じる。[27] まず、換価金の処遇については、留置権が優先弁済権はもとより、弁済を受ける権利すら含むものではない以上、留置権による競売手続は弁済の段階まで進むべきではなく、それゆえ、手続に参加した債権者への弁済のためのものである配当手続は実施されるべきでなく、他の債権者の配当要求も当然認められず、[28] 留置権者は換価金を、本来の留置物に代わるものとして留置できるとされる。[29] 次に、留置権による競売手続は満足の段階まで進むべきものではなく、換価のために行われるにとどまるから、この競売は目的物がもともと負っている負担を負わせたまま行われるべきであり、それゆえ、引受説が正しいとされる。[30] なお、消除説の引受説に対する批判について、まず、買受人の権利が不安定となり、目的物の売却が著しく困難になるという点に対しては、留置権による競売は債権の回収のために行われるものではないから、高額の換価金を得ることに重点を置く必要はないとの反論がなされる。[31] 次に、強制執行および一般の担保権の実行では消除主義が採られるため、留置権による競売手続とこれらの手続とが競合する場合、両手続の調整に困難が生じるという点に対しては、前者が先行し後者が後行する場合でも、後者を優先し、前者を停止させ、後者による換価、配当等の手続を進めることで対処すればよいとの反論がなされる。[32] 最後の、動産の競売では動産先取特権および動産質権の負担を買受人に引き受けさせることができないため、動産留置権による競売で統一した説明が困難になるという点については、まず、動産質権の場合、質権者A、留置権者B（質物の修理をした者などが考えられる）、留置権による競売の買受人Cとの関係では、Cへの目的物引渡前に直接目的物を占有していたのはBだが、それはAの代理占有といえ、そして、引渡後のCの占有もBの占有を承継したものであるから、その性質を受け継いでおり、それゆえ、引渡後もなおAはCを通して目的物を代理占有しており、質権を対抗できると解することが可能との反論がなされる。[33] 他方、動産先取特権の場合、民法三三三条が目的物引渡後の追及効を否定することは、公示方法がない動産先取特権における取引の安全への配慮に基づいていることから、留置権による競売手続では、留置権の内容のゆえに先取特権が引き受けられるが、立法者がより重要な要請であると認めた取引の安全の要請に基づき、追及効が否定されたとの説明が可能との反論がなされる。[34]

筆者は石渡説に基本的には従い、民執法一九五条の留置権

による競売手続について、あくまでも目的物の換価のみを目的とする手続であるから、そこでは配当手続は実施されず、換価金は手続費用を控除したうえで留置権者に交付され、売却条件についても引受説が採られるとの立場を採るが、この点を前提として、本件のX・Y間の関係でXにつき再生手続が開始された場合、Yがどのような対応をとりうるかを検討する。まず、Xにつき再生手続が開始された場合、Yは手形金を留置手形の被担保債権に充当することはできず、かつ、被担保債権と手形金引渡債務を相殺することも法九三条一項一号により禁止されるため、さしあたりは本件各手形を留置することになる。しかし、Yは留置権者の善管注意義務に基づき、本件各手形を期日に提示しなければならないため、Yは本件各手形の換価を余儀なくされることになる。この場合、Yが民執法一九五条の留置権による競売手続により本件各手形を換価できることは別除権行使の一環として認められるが、**四**で論じたように、Yは担保権実行の特約たる本件条項に基づいて自ら本件各手形を手形交換により換価することも認められると解される。そして、Yは本件各手形の換価後、本件手形金につき留置権を行使できると解される。

なお、本判決は、本件条項と同様の銀行取引約定に基づき取立委任手形の商事留置権者が取立金を被担保債権の弁済に充当できないとした場合、金融実務に一定の影響があることは推測しえないでもないとしながら、取立委任手形に優先弁済権を有する担保が必要な場合には、当該手形に譲渡担保または質権を設定することも可能であるから、その影響は限定的であり、本判決の解釈をなんら左右するものではない旨を論じる。しかし、筆者は、銀行と取引先が取立委任手形につき譲渡担保設定契約ないし質権設定契約を締結することの煩雑さや、すでに本件条項と同様の銀行取引約定を締結している銀行と取引先の関係における、取立委任手形の担保的機能への期待を保護する必要性に鑑みると、そのような方法のみならず、本件条項と同様の銀行取引約定に基づき、取引先の再生手続開始後に銀行が取立委任手形の取立金につき商事留置権を行使できるとして、別除権者としての保護を与える方法も認められるべきであると考える。

（1）本件原判決に関する評釈として、田路至弘＝青木晋治「判批」NBL八九九号（二〇〇九年）四頁、水野信次「判批」銀行法務21七〇二号（二〇〇九年）四二頁、佐藤勤「判批」金融・商事判例一三二〇号（二〇〇九年）二頁、山本克己「判

批」金融法務事情一八七六号（二〇〇九年）五六頁。本判決に関する論稿として、伊藤眞「『重盛が進退』――再生手続における手形の商事留置権者の地位――」金融法務事情一八六二号（二〇〇九年）一頁、畠山新「民事再生と手形の商事留置権――東京地判平21・1・20をめぐって――」事業再生と債権管理一二四号（二〇〇九年）一〇〇頁、山本和彦「民事再生手続における手形商事留置権の扱い――東京地判平21・1・20を手掛かりとして――」金融法務事情一八六四号（二〇〇九年）六頁、岡正晶「商事留置手形の取立て・充当契約と民事再生法53条の別除権の行使――東京地判平21・1・20の問題点――」金融法務事情一八六七号（二〇〇九年）六頁。

(2) 園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第二版〕』（弘文堂、二〇〇七年）二四四頁［山本浩美］、山本和彦・前掲注（1）九頁、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第二版〕』（有斐閣、二〇〇九年）七〇〇頁。

(3) 近藤光男『商法総則・商行為法〔第五版補訂版〕』（有斐閣、二〇〇八年）一三一頁。

(4) 岡・前掲注（1）七～八頁。

(5) 花村良一『民事再生法要説』（商事法務研究会、二〇〇〇年）一六一頁、園尾＝小林編・前掲注（2）二三六頁［山本浩美］。

(6) 山本和彦・前掲注（1）九頁は、破産法は迅速な処理のためにあえて商事留置権に優先権を付与したのであり、民事再生法では債務者はそのまま存続するので従来の法律関係を基本的に維持してよいとすれば、両者の区別には十分な合理性があるといえる旨を論じる。

(7) 小林信明「留置権」全国倒産処理弁護士ネットワーク編『倒産手続と担保権』（金融財政事情研究会、二〇〇七年）一一八頁。

(8) 園尾隆司「判批〔東京地決昭和六〇年五月一七日（判時一一八一号一一一頁）〕」民事執行法判例百選（一九九一年）二四〇頁、貝阿彌千絵子「判批〔東京地決昭和六〇年五月一七日（判時一一八一号一一一頁）〕」民事執行・保全判例百選（二〇〇五年）二一八頁。なお、以下の本文での引受説・消除説に関する論述も、これらの論稿に拠るところが大きい。

(9) 田中康久『新民事執行法の解説〔増補改訂版〕』（金融財政事情研究会、一九八〇年）四六九頁、竹下守夫＝上原敏夫＝野村秀敏『ハンディコンメンタール民事執行法』（判例タイムズ社、一九八五年）四八九頁［野村秀敏］、鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(5)』（第一法規、一九八五年）三七八～三七九頁［近藤崇晴］、浦野雄幸『条解民事執行法』（商事法務研究会、一九八五年）八九四頁、桜井孝一「民事執行法と留置権」米倉明＝清水湛＝岩城謙二＝米津稜威雄＝谷口安平編『金融担保法講座Ⅳ巻質権・留置権・先取特権・保証』（筑摩書房、一九八六年）一五五～一五六頁、石渡哲「留置権による競売の売却条件と換価金の処遇」白川和雄先生古稀記念『民事紛争をめぐる法的諸問題』（信山社、一九九九年）四六三頁、山木戸克己『民事執行・保全法講義〔補訂二版〕』（有斐閣、一九九九年）二三七頁、中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂

五版）』（青林書院、二〇〇六年）七四〇～七四一頁、福永有利『民事執行法・民事保全法』（有斐閣、二〇〇七年）二三五頁、遠藤功＝野村秀敏＝大内義三編『テキストブック民事執行・保全法』（法律文化社、二〇〇七年）二六〇頁［川嶋四郎］。

(10) 引受説を採る見解の中で、この処理に反対するものとして、石渡・前掲注（9）四六〇～四六二頁。

(11) 三ヶ月章『民事執行法』（弘文堂、一九八一年）四六七頁、生田治郎「留置権の実行をめぐる諸問題」加藤一郎＝林良平編集代表『担保法大系（第二巻）』（金融財政事情研究会、一九八五年）八三九頁、坂本倫城「留置権による競売申立て」大石忠生＝岡田潤＝黒田直行編『裁判実務大系第七巻民事執行訴訟法』（青林書院、一九八六年）五一〇～五一五頁、園尾隆司「留置権による競売および形式的競売の売却手続」金融法務事情一二二一号（一九八九年）八～一〇頁、香川保一監修『注釈民事執行法（第八巻）』（金融財政事情研究会、一九九五年）二八八～二九一頁［園尾隆司］、上田正俊「形式的競売手続における売却条件と配当」井上稔＝吉野孝義編『現代裁判法大系⒂（民事執行）』（新日本法規、一九九九年）四二七～四三一頁、本田晃「形式的競売と交付要求・配当要求」山崎恒＝山田俊雄編『新・裁判実務大系第一二巻民事執行法』（青林書院、二〇〇一年）四一八～四二三頁、園部厚『不動産競売マニュアル（申立・売却準備編）』（新日本法規、二〇〇四年）五七～五八頁。なお、畠山・前掲注（1）一〇五頁注(37)、貝阿彌・前掲注（8）二一九頁によると、東京地裁執行部では消除説による運用が行われているとのことである。

(12) 瀬戸正義「判解（昭和六三年度（法曹会、一九九〇年）二八八頁。事篇昭和六三年最判）」最高裁判所判例解説民

(13) 山本和彦・前掲注（1）九頁。

(14) この点に関しては、山本和彦・前掲注（1）九頁より多くの示唆を得た。

(15) 山本克己・前掲注（1）五八頁。

(16) 伊藤眞「証券化と倒産法理――破産隔離と倒産法的再構成の意義と限界――（上）」金融法務事情一六五七号（二〇〇二年）一〇頁は、倒産処理手続において、「資産価値を最大限のものとしてそれを利害関係人に配分しようとする制度の目的を実現し、また破産債権者その他の利害関係人間の公平を回復するために」、「利害関係人の権利義務がその本来のものと異なった内容のものとして扱われること」を、破産法学における統一的な理論構成という点から、「倒産法的再構成」と呼ぶこととする旨を論じる。本判決が、X・Y間で有効に成立した合意たる本件条項に基づき再生手続開始後にYが本件手形金から優先弁済を受けることを認めなかったことについても、伊藤教授の論じる「倒産法的再構成」の一例として説明できるのではないかと考えられる。

(17) 同旨、山本克己・前掲注（1）五九頁。

(18) この点に関しては、山本和彦・前掲注（1）一〇頁より多くの示唆を得た。ただし、山本和彦教授が本件条項を担保権実行の特約と解してYの手形取立権を認める際の根拠は、破

産管財人の担保価値維持義務・善管注意義務について論じた最（一小）判平成一八年一二月二一日（民集六〇巻一〇号三九六四頁）における、担保権設定者・担保権者間の法律関係が破産管財人に承継される旨の判断の趣旨が、再生債務者との関係でも妥当すると考えられる点に求められている。

(19) 山本和彦・前掲注（1）一〇頁、佐藤・前掲注（1）五頁。

(20) 山本和彦・前掲注（1）一〇～一一頁。

(21) 山本和彦・前掲注（1）一一頁。

(22) なお、伊藤・前掲注（2）七〇〇頁注（5）は、本件原判決に関する記述の中で、別除権の目的財産の受戻しに関する法一五法四一条一項九号、および、担保権消滅請求に関する法一五三条をひき、少なくとも目的物の価値の範囲では、別除権者への任意弁済が禁じられていないことを考えれば、事前の弁済充当の合意も再生債権者の利益を害するものとはいえず、その効力を認めても差し支えないと考えられる旨を論じる。また、伊藤・前掲注（1）一頁も参照。

(23) なお、山本和彦・前掲注（1）一二頁は、弁済が無効であればYに利得が発生したとは言い難く、不当利得よりも端的に手形取立契約上の義務（取立金返還債務）の履行請求として認容することも考えられる旨を論じる。また、山本克己・前掲注（1）五九頁も、Yの弁済充当が無効だとしても、本件手形取立委任契約とそれに基づく本件各手形の取立てが再生手続との関係でも有効である以上、YがXに対して負う本件取立金相当額の支払債務は、不当利得返還債務ではなく、委任契約上の受取物の引渡債務と考えられ、それゆえ、旧訴訟物理論を前提とする限り、不当利得返還請求を認容した本件原判決には疑問があるといわざるをえない旨を論じる。

(24) この点に関しては、山本和彦・前掲注（1）一二頁、山本克己・前掲注（1）五九頁より多くの示唆を得た。

(25) 石渡・前掲注（9）参照。

(26) 石渡・前掲注（9）四五四頁。

(27) 石渡・前掲注（9）四五九頁。

(28) 石渡・前掲注（9）四五九頁。

(29) 石渡・前掲注（9）四六一頁。なお、民法学説では、民事執行法一九五条の留置権による競売がなされた場合に、留置権が換価金上に存続するとの見解が有力である。たとえば、高木多喜男『担保物権法〔第四版〕』（有斐閣、二〇〇五年）三三頁、高橋眞『担保物権法』（成文堂、二〇〇七年）二九頁、近江幸治『民法講義Ⅲ担保物権〔第二版補訂〕』（成文堂、二〇〇七年）三五頁、松尾弘＝古積健三郎『物権・担保物権法〔第二版〕』（弘文堂、二〇〇八年）二六四頁［古積健三郎］、平野裕之『民法総合3担保物権法〔第二版〕』（信山社、二〇〇九年）三七五頁。

(30) 石渡・前掲注（9）四六三頁。

(31) 石渡・前掲注（9）四六四頁。

(32) 石渡・前掲注（9）四六四頁。

(33) 石渡・前掲注（9）四六五頁。

(34) 石渡・前掲注（9）四六五頁。

※校正段階で、本判決に関する評釈として、田路至弘＝青木晋治「判批」NBL九一六号（二〇〇九年）六頁、石毛和夫「判批」銀行法務21七〇九号（二〇〇九年）五六頁に接した。また、本判決に関する論稿として、渡辺隆生「民事再生手続と代金取立手形」金融法務事情一八八三号（二〇〇九年）六頁、内海順太「取立委任手形の商事留置権と民事再生手続――東京高裁平成二一年九月九日判決の問題点――」銀行法務21七一〇号（二〇〇九年）四頁、岡正晶（司会）＝伊藤眞＝村田渉＝山本和彦「〈座談会〉商事留置手形の取立充当契約と民事再生法との関係」金融法務事情一八八四号（二〇〇九年）八頁に接した。

※校正段階で、本稿の内容を北海道大学大学院法学研究科民事法研究会（二〇〇九年一〇月一六日開催）にて報告する機会をいただいた。研究会の席上で有益なご指導・ご批判を賜りましたことにつき、大塚龍児教授、高見進教授、藤原正則教授、新堂明子准教授、得津晶准教授をはじめ、参加者の皆様に心より御礼申し上げます。なお、当然のことながら、本稿の記述等の誤りは、すべて筆者の責に帰するものであります。